

和光市告示第 115号

道路法（昭和27年法律第180号）第37条第1項第3号の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第3項の規定により告示する。

その関係図面は、告示日から15日間、和光市建設部道路安全課において一般の縦覧に供する。

令和5年4月5日

和光市長 柴崎 光子

1 道路の占用を制限する区域

路線名	区間
市道404号線	和光市諏訪1番～和光市諏訪2番 (国道254号・県道練馬川口線和光陸橋交差点 ～独立行政法人国立病院機構埼玉病院)
市道476号線	和光市広沢1番～和光市広沢1番 (国道254号和光市役所入口交差点～和光市役所)

2 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱を更新し、又は移設するものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けなければならないやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りではない。

3 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

4 占用の制限の開始の期日

令和5年5月1日